

## 「カードご利用代金WEB明細書サービス利用特約」一部変更のお知らせ

2020年4月1日より、特約を一部変更致しますのでご案内申し上げます。

主な変更内容は以下のとおりです。

## 「カード利用代金WEB明細書サービス利用特約」の変更について

変更点	改定後
サービス内容について追加。	<p>第1条（内容）3項、4項を追加しました。</p> <p>1. 「カードご利用代金 WEB 明細書サービス」（以下、「本サービス」という）は、株式会社ペルソナ（以下、「当社」という）が発行したカード保有者（以下、「会員」という）に対し、当社発行のカードにかかる毎月のカード利用代金明細書を、郵送による方法に代えて本利用特約に規定された方法により当該ウェブサイトを開覧することで、カード利用代金明細情報を確認することができます。</p> <p>2. 本サービスには、割賦販売法第30条の2の3各項に規定される書面、および貸金業法第17条第6項に規定される書面が電磁的方法により交付されることが含まれます。</p> <p>3. 当社は、法令で定める場合は、カード利用代金明細書を郵送による方法で送付します。</p> <p>4. 当社は、システムメンテナンスその他の理由により一時的に本明細の提供を中止し、カード利用代金明細書を郵送による方法で送付することがあります。</p>
民法改正による定型約款の変更について変更。	<p>第7条（本利用特約の適用および変更） 下線部分を追加しました。</p> <p>本特約の内容は、民法の定めに基づき、変更できるものとします。<u>この場合、変更後の内容と適用開始日を、店頭表示またはインターネットその他相当の方法であらかじめ公表するものとし、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。ただし、会員の利益に適合しておりかつ軽微な変更については、公表のうえ直ちに適用することがあります。</u></p>
免責事項について追加。	<p>第9条（免責事項） 1項、2項を追加しました。</p> <p>1. <u>当社の責によらない、通信機器、端末等の障害及び通信上の障害やインターネット環境等の事由により、本サービスの利用不能または通知の遅延もしくは不能となった場合、または、当社が送信した情報に誤謬、脱落が生じた場合、そのために生じた損害については、当社は何ら責任を負うものではありません。</u></p> <p>2. <u>当社に故意または重過失がある場合を除き、本サービスを利用することによって生じたいかなる損害についても、当社は何ら責任を負うものではありません。</u></p>

変更後のカードご利用代金WEB明細書サービス利用特約全文は [こちら](#) でご覧いただけます。

内容をご確認の上、カードをご利用いただきますようお願い致します。